

防ごう！糖尿病

〈糖尿病とは〉

糖尿病は血液中のブドウ糖(血糖)の量が正常より多くなる病気です。インスリンというホルモンが少なくなったり、効きが悪くなったりすることが原因で血糖値の上昇を抑える働きが低下し、高血糖が慢性的に続きます。初期は自覚症状がほとんどなく、高血糖が長く続くと重篤な合併症を引き起こします。

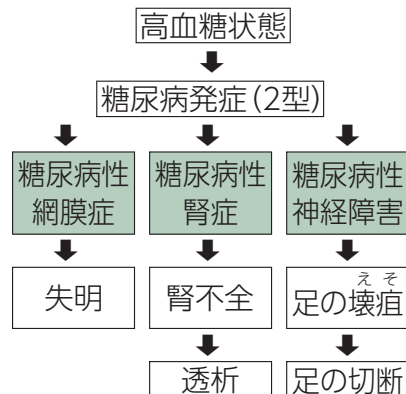
〈早期発見・早期治療が大切〉

HbA1c(※)が「6.5%以上」の方は高血糖の状態で、糖尿病の疑いがあります。また「5.6%以上6.5%未満」の方は、生活習慣の改善が必要とされています。糖尿病は早期発見・早期治療が大切です。生活習慣の改善に取り組むとともに、医療機関を受診しましょう。

※HbA1c(ヘモグロビンエーワンシー)とは、過去1～2か月の平均的な血糖値がわかるもので、糖尿病の診断に用いられる検査項目です。

検査項目	基準値内	生活習慣改善が必要	受診が必要
HbA1c	5.6%未満	5.6%以上6.5%未満	6.5%以上

〈糖尿病の三大合併症〉



令和2年度あま市特定健診の集計結果によると、受診者のうち約54%の方が、HbA1c 5.6%以上となっていました。

約2人に1人は受けています！特定健康診査

40歳以上のあま市国民健康保険加入者の方を対象に特定健康診査を実施しています。

コロナ禍でも、年に一度は身体の健康チェックをしましょう！

対 象：あま市国民健康保険加入者(昭和21年7月1日～昭和57年3月31日生まれの方)

実施場所：指定医療機関(受診券同封の案内をご覧ください)

費 用：無料

実施期間：令和3年6月1日(火)～10月30日(土)

4月2日以降に国民健康保険に加入された方で受診を希望される方は保険医療課(保健事業グループ)までご連絡ください。

問合先 保険医療課(保健事業グループ) ☎462・6683 FAX443・3555

母子・父子家庭医療費受給者証の更新のご案内

母子・父子家庭医療費受給者証は、毎年8月に更新の手続きが必要です。引き続き該当する方には、7月末に更新の案内を送付しますので、8月2日(月)以降に手続きをしてください。8月中に手続きした方には、令和3年11月以降の有効期間の受給者証を送付します。

令和3年11月からの所得制限額は次の表のとおりです。令和2年1月から12月までの養育費(8割)を含む本人所得が制限額以上ある方は、受給対象外です。

また、以前に所得超過で非該当になった方でも所得制限額以内になった場合は、11月から受給対象となりますので、10月1日(金)から11月30日(火)までに申請してください。

所得制限額早見表(令和3年11月から適用)

扶養親族等の数		0人	1人	2人	3人	4人
うち老人扶養親族等の数						
本人所得	0人	192万円	230万円	268万円	306万円	344万円
	1人	—	240万円	278万円	316万円	354万円
	2人	—	—	288万円	326万円	364万円
	3人	—	—	—	336万円	374万円
	4人	—	—	—	—	384万円

問合先 保険医療課 ☎444・3168 FAX443・3555